

第 2 回姫路市自治基本条例検討懇話会の意見への対応について

1 幅広い市民参画の手法を検討することについて

(1) 市民への周知

新規・拡充	取り組み内容	実施時期
	タウンミーティングの開催	H23 年 11 月 H24 年 7 月～8 月
○	広報紙への特集記事の掲載 (懇話会の検討の進捗に応じて、随時、特集記事を掲載)	随時
○	広報紙への連載記事の掲載 (12 月号から自治基本条例に関する検討内容等について連載記事をスタート)	H23 年 12 月～
○	ホームページによる情報発信 (市のホームページに加え、NPO 等の市民活動に関する総合的な情報サイト「市民活動ネットひめじ」情報発信を追加)	随時
	CATV によるタウンミーティングの放映	H24 年 1 月～2 月 H24 年 9 月～10 月
	FM 放送によるタウンミーティングの放送	H24 年 1 月～2 月 H24 年 9 月～10 月
	懇話会への傍聴者の募集	懇話会開催時

(2) 市民意見の募集

新規・拡充	取り組み内容	実施時期
	懇話会への公募委員の参画	H23 年 8 月～H25 年 1 月
○	タウンミーティングの開催 (意見交換に加え、全参加者に対しアンケートによる意見を聴取)	H23 年 11 月 H24 年 7 月～8 月
◎	アンケートの実施 (市民モニター、市ホームページ、市民活動ネットひめじを活用)	H23 年 11 月 H24 年 7 月～8 月
◎	広報紙の連載記事での意見募集 (ファクス、メール)	H23 年 12 月から常時受け付け
	パブリック・コメントの実施	H24 年 7 月～8 月

※◎：第 2 回懇話会での意見を受け、新たに取り組むこととするもの

○：第 2 回懇話会で説明した事項のうち、内容を拡充したもの

2 懇話会委員の勉強会の機会を設けることについて

懇話会委員の勉強会については、自治基本条例に関連する市の制度等に関する説明会を開催する。

テーマ	講師
他都市の自治基本条例制定事例	自治基本条例を制定済の自治体職員
参画と協働のまちづくり	市民活動推進課の職員 (市民活動・ボランティアサポートセンター)

【実施方法】

- 参加は任意とする
- 日程は事務局が参加希望者の調整を行う
- 勉強会の時間は、1時間半程度
- 出席できない場合、配布できる資料があれば希望者に提供
- 講師は、内部の職員や他の自治体職員に依頼する。